

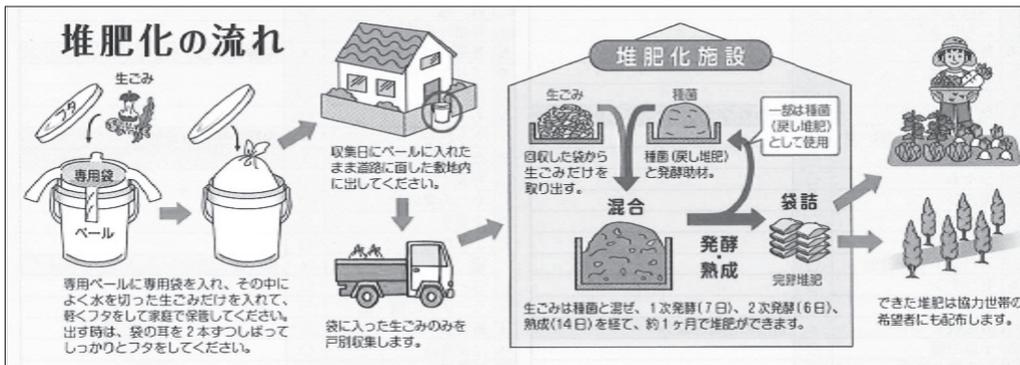


生ごみ堆肥化事業の参加世帯を募集します

環境・暮らし 問 谷和原庁舎生活環境課

☎ 58・2111 (内線3306)

市では、家庭から排出される可燃ごみの減量化と再資源化を図るため、生ごみ堆肥化事業に参加いただける世帯を募集しています。



戸別回収の対象地区	
小絹地区	細代・寺畑・小絹・筒戸・西ノ台・西ノ台南・絹の台・アミティ桜公園
小張／豊地区	小張／青木・長渡呂・弥柳
谷井田地区	上平柳・中平柳・下平柳・谷井田・山谷
板橋／三島地区	板橋・伊奈東・南太田・平和台・狸穴／山王新田・神住新田
みらい平地区	陽光台・紫峰ヶ丘・富士見ヶ丘

この事業では、皆さんのご家庭から排出される生ごみを、専用の回収容器で週2回(火・金)戸別回収し、処理施設で堆肥化しています。

参加いただける方は、対象地区を確認の上、生活環境課に電話でお申し込みください。なお、アパートなどの共同住宅では、ご利用できない場合があります。



ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

▼実施方法

○回収容器と生ごみ専用袋は、常総環境センターから無料で配付されます。

※回収容器の配付は1度のみになります。

○回収容器に専用袋をセットして生ごみを入れます。

○回収日(火・金)の午前8時30分までに、回収容器を自宅前に出してください。

※生ごみを通常の家庭ごみとして出す場合は、市指定の可燃ごみ袋で、指定日に集積所に出してください。

▼堆肥の提供

参加世帯は、申し込みにより堆肥が無料で提供されます。

○対象者：事業に参加している世帯

○条件：堆肥化施設(守谷市野木崎)に直接取りに行ける方

1世帯あたり5^{kg}／年

○配布時期：毎年3月頃に配布予定
※常総環境センターより配布について案内があります。



不法投棄は「しない・させない・許さない」

環境・暮らし 問 谷和原庁舎生活環境課

☎ 58・2111 (内線3306)

■安易に土地を貸さない

山林、河川敷、空き地などに廃棄物が投棄されたり、車からごみがポイ捨てされるといった廃棄物の不法投棄事案があると絶対できません。また、土地所有者が安易に土地を貸してしまったり、大量の廃棄物が持ち込まれたり、質の悪い残土などが持ち込まれるといった事案も多数発生しています。

このような不法投棄事案は、何といつても未然に防止することが重要です。そのためにも、土地の所有者・管理者の皆さんには、安易に土地を提供し、結果として違法行為の助けをすることにならないようご注意願います。



■自分の土地でも捨てない

不法投棄は、非常に罪が重く、法律では個人の場合「5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金」また、法人の場合で悪質なケースは、「3億円以下の罰金」が規定されています。

土地の所有者・管理者の皆さんは、日頃より土地の見回りや柵の設置を行うなど、未然防止に努めるようお願いいたします。さらに、廃棄物の不法投棄は、他人の土地はもとより、自分の土地であっても許される行為ではありません。

「しない・させない・許さない」を合言葉に、市と市民の皆さんが一体となって不法投棄の未然防止に取り組むようご協力をお願いします。

■不法投棄している現場を見かけたら不法投棄110番へ!

○不法投棄110番 ☎ 0120-536-3800
みらい平でもなくみはれ

▼受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(受付時間外は警察まで)

【お問い合わせ先】

県廃棄物対策課 ☎ 029-301-3033